あなたが残したいもの・伝えたい思いは何ですか？

その日は突然やってくる

相続について考える

平成２６年７月号

www. o-souzoku. net

司法書士藤井真司事務所

〒810-0072

福岡市中央区長浜２丁目５番

港ビル 203 号

ＴＥＬ：092-713-4900

司法書士　：　藤井　真司

今年の夏は、冷夏と予想されていますが、どうなるんでしょうか。梅雨真っ盛りの６月の雨が少ないようですし、このまま７月も少雨だと水不足の予感がしますね。適度に雨が降ってほしいものです。最近では、この時期に関東で雹（ひょう）が大量に降って積もったようです。雹が積もった様子なんて想像出来ませんでしたが、テレビの映像で見たときにはびっくり・・・大雨も降ったので道路が冠水し、まるで”流氷”のように雹の塊が流れていました。今年の異常気象？を代表する場面だと思います。

まだ本格的な夏はやってきていませんが、今後は暑くなると思いますので、熱中症に気をつけてこの夏を乗り切りましょう。

遺言書の作成はお早めに・・・！

先月号では遺言書の作成は意外に時間がかかる場合があると書きました。今月号はその続きです。

加藤政子さん（仮名・８０歳）の遺言書の作成を頼まれた時のことを話しましょう。

加藤さんは、ごく軽い認知症で、既に高齢者施設に入所し、静かな老後を過ごしていました。先立たれた夫との間には子供はなく、自分の兄妹との折り合いも悪いので、いつもお世話をしてくれるのは遠い親戚になる方々でした。加藤さんは、自分の財産を、そのお世話をしてもらう方々に残そうと、私に公正証書による遺言書の作成を依頼されました。当時の私としては、高齢者を急がせてはいけないと考え、この遺言の打合せを何回かに分けて、じっくりとお話を聞いていました。そして、いよいよ公証人との打ち合わせに入るという矢先に、加藤さんが施設で転倒し、骨折したとの連絡があり、そのまま病院に入院されました。幸い命に別条があるような怪我ではないと聞いていたので、怪我の治療が一段落して、気持ちが落ち着いたら、遺言書の話を進めようと考え、その時期を待っていたのですが、これが後悔につながります。

骨折後３カ月位してでしょうか、親族の方から「加藤さんの様子がおかしいんです。」との連絡を受けて、すぐに病院に行きました。そこで、私が見たのは変わり果てた加藤さんの姿でした。ごく軽い認知症であったはずが、入院している間に急速に進行し、加藤さんに呼びかけましたが、私のことはすっかり分からなくなっているようでした。依頼を受けている遺言書を完成させなければと、すぐに公証人と打ち合わせをして、翌々日に遺言公正証書の作成のために公証人に出張して頂き、病室での遺言書作成を行いました。しかし、時すでに遅し・・・公証人が打ち合わせた内容を加藤さんに読み聞かせますが、ほとんど返事ができなかったのです。公証人は、どうにか遺言書を作成できないかと尽力して下さいましたが、いかんせん生年月日や氏名もほとんど答えることが出来ないほど、認知症が進行していましたので、遺言書作成は難しいと言われてしまいました。

この時学んだことは、遺言書作成の一番のタイミングは思い立った時にすぐにという事です。そして、取りかかったら素早くやり終えてしまうこと。これは今の私の事務所の方針となっています。

ここでちょっと豆知識

遺言書の取り消しはできる？

遺言を取り消すのは、簡単です。

相手の同意も、いりません。

遺言する人の気持ちが変われば、

自由に取り消すことができます。